

改正

令和2年3月27日訓令第29号

令和3年3月31日訓令第90号

令和4年4月1日訓令第18号

令和4年11月22日訓令第68号

令和5年12月13日訓令第72号

美郷町放課後児童健全育成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定及び美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美郷町条例第21号。）に基づき、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 町長は別表第1に掲げる児童クラブにおいて、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関する活動
- (2) 遊びへの意欲及び態度の形成に関する活動
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関する活動
- (4) 児童の遊びの状況把握及び家庭への連絡に関する活動
- (5) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援に関する活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成に関する活動

(運営の委託)

第3条 町長は、事業の運営を社会福祉法人に委託することができる。

(事業の実施日)

第4条 事業の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）

(事業の実施時間)

第5条 事業の実施時間は、学校終了後から午後6時までとする。ただし、土曜日及び美郷町立学校管理運営規則（平成18年美郷町教育委員会規則第10号）第9条に規定する小学校の休業日（以下「休業日」という。）にあつては、午前8時00分から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、終了時刻を午後7時までとすることができる。

（対象児童）

第6条 事業の対象児童は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が次のいずれかに該当するものとする。

- （1） 昼間、居宅外において労働することを常態としていること。
- （2） 昼間、居宅内において当該児童と離れて日常の家事以外の労働をするを常態としていること。
- （3） 妊娠中又は出産後間がないこと。
- （4） 疾病、負傷、精神上の障害又は身体上の障害を有していること。
- （5） 親族を常時介護していること。
- （6） 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、明らかに児童を養育することができないと認められる状況にあること。

2 町長は、児童の健全育成上、指導の必要があると認める場合は、前項に規定する児童以外の児童に事業を利用させることができる。

（指導員）

第7条 児童クラブに、次の各号に掲げる児童数の区分に応じ、当該各号に定める人数の指導員を置く。

- （1） 児童数10人未満 1人以上
- （2） 児童数20人未満 2人以上
- （3） 児童数20人以上 3人以上

（利用の申請）

第8条 事業の利用を希望する児童の保護者は、放課後児童健全育成事業利用承認申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

（利用の承認）

第9条 町長は、前条の規定による申請に係る児童が第6条に規定する対象児童であると認めるときは、事業の利用を承認し、放課後児童健全育成事業利用承認書（様式第2号）により、その保護者に通知するものとする。

（利用の不承認）

第10条 町長は、第8条の規定による申請に係る児童が次のいずれかに該当するときは、事業の利用を承認しないことができる。

- （1） 感染症にかかり、又はその疑いがある児童で、他の児童への感染のおそれがあると認められるとき。
- （2） その他町長が事業の運営上不適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により事業の利用を承認しない場合は、放課後児童健全育成事業利用不承認書（様式第3号）により、その保護者に通知するものとする。

（利用の承認の取消し等）

第11条 町長は、第9条の規定による事業の利用の承認を受けた児童（以下「利用児童」という。）が次のいずれかに該当するときは、事業の利用を停止させ、又は事業の利用の承認を取り消すことができる。

- （1） 利用児童が感染症にかかり、又はその疑いがあり、他の児童への感染のおそれがあると認められるとき。
- （2） 利用児童又はその保護者がこの訓令に違反したとき。
- （3） 利用児童又はその保護者が事業の運営上の指示に従わないとき。
- （4） 保護者が第6条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により事業の利用を停止させ、又は事業の利用の承認を取り消したときは、放課後児童健全育成事業利用停止・利用承認取消通知書（様式第4号）により、その利用児童の保護者に通知するものとする。

3 第1項の規定により事業の利用を停止させ、又は事業の利用の承認を取り消した場合において、利用児童又はその保護者に損害が生じても、町は、その賠償の責めを負わない。

（利用の辞退）

第12条 利用児童の保護者は、事業の利用を辞退しようとするときは、放課後児童健全育成事業利用辞退届（様式第5号）により、町長に届け出なければならない。

（保護者負担金の額）

第13条 利用児童の保護者は、次の各号に掲げる負担金（以下「保護者負担金」という。）を負担するものとする。

（１） 保険料

（２） 別表第２に定める休業育成料

（保護者負担金の納入期限）

第14条 利用児童の保護者は、前条第１号については毎年４月30日までに、第２号については休業日前日までに納入しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日までに納入するものとする。

（保護者負担金の不還付）

第15条 既に納入された保護者負担金は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認める場合は、保護者負担金の全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償義務）

第16条 利用児童が事業の実施施設の設備その他の物件を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、その保護者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（その他）

第17条 この訓令に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月27日訓令第29号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月31日訓令第90号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１日訓令第18号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年11月22日訓令第68号）

この訓令は、令和４年12月１日から施行する。

附 則（令和５年12月13日訓令第72号）

この訓令は、令和６年１月１日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

名 称	主たる事業の所在地	利用定員
北郷児童クラブ	美郷町北郷宇納間798番地	概ね40名
南郷児童クラブ	美郷町南郷神門773番地 1	概ね40名
西郷児童クラブ	美郷町西郷田代474番地 1	概ね40名

別表第 2 （第13条関係）

区 分	全期間	途中入退所
春季休業	900円	135円に入所日数を乗じた額の10円未満を四捨五入して得られた額
夏季休業	5, 000円	
冬季休業	1, 600円	
学年末休業	700円	
その他町長が定めた休業 期間	135円に開所期間日数を乗じた額 の10円未満を四捨五入して得ら れた額	

様式第1号 (第8条関係)

放課後児童健全育成事業利用承認申請書							
						年 月 日	
美郷町長		様		保護者 住所 氏名 電話 — —			
() において放課後児童健全育成事業を利用したいので申請します。							
利 用 児 童	氏 名	続柄	生年月日	性別	年齢	学校名	学 年
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
利用を希望する期間			年 月 日から 年 月 日まで				
児 童 の 世 帯 員	氏 名	続柄	生年月日	性別	年齢	勤務先	勤務時間
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
自宅以外の緊急連絡先			電話 — —				
前年度利用の有無			有 ・ 無				
土曜日保育利用の有無			有 ・ 無				
利用を希望する具体的理由							

様式第 3 号（第10条関係）

第 年 月 日 (課扱い)						
様						
美郷町長 印						
放課後児童健全育成事業利用不承認書						
さきに申請のありました（ ）における放課後児童健全育成事業の利用については、不承認とします。						
利用を不承認とする児童	氏名	生年月日	学年	氏名	生年月日	学年
保護者の住所及び氏名	住所					
	氏名					
理由						
備考						

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、町長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）この処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第 4 号（第11条関係）

第 号 年 月 日 (課扱い)						
様 美郷町長 印						
放課後児童健全育成事業利用停止・利用承認取消通知書						
さきに申請のありました（ ）における放課後児童健全育成事業の利用については、下記の理由により利用停止・利用承認取消としますので通知します。						
利用停止・利用承認取消とする 児童	氏名	生年月日	学年	氏名	生年月日	学年
保護者の住所 及び氏名	住所					
	氏名					
利用停止・利用承認取消年月日		年 月 日				
理由						
備考						

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、町長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第 5 号（第12条関係）

放課後児童健全育成事業利用辞退届						
年 月 日						
美郷町長 様						
保護者 住所 氏名						
放課後児童健全育成事業の利用を次の理由により 年 月 日から辞退します。						
辞退する児童	氏 名	生年月日	学 年	氏 名	生年月日	学 年
辞退する児童クラブの名称						
辞退の理由						
備考						